

第 1 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和2年2月26日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第 1 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和2年2月26日(水曜日)

午後1時42分開議

午後1時49分閉会

本日の会議に付した事件

委員長互選

副委員長互選

出席委員(7人)

委員長 山口 裕

副委員長 中村 亮彦

委員 岩下 栄一

委員 藤川 隆夫

委員 鎌田 聡

委員 竹崎 和虎

委員 前田 敬介

欠席委員(1人)

委員 西村 尚武

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり

政務調査課主幹 植田 晃史

午後1時41分

○山本議事課主幹 担当書記の山本でございます。皆様おそろいですので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、最初の委員会でございますので、まず、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第6条の2第2項の規定により、年長委員に委員長互選の職務を行っていただくことになっております。

本委員会の年長委員は、岩下委員でございます。それでは、岩下委員、よろしくお願いたします。

(年長委員着席)

午後1時42分開議

○岩下栄一年長委員 では、ただいまから第1回厚生常任委員会を開会いたします。

私が年長でありますので、これより委員長互選の職務を行います。

まず、委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩下栄一年長委員 御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名をさせていただきますでしょうか。

(「岩下委員」と呼ぶ者あり)

○岩下栄一年長委員 私にという声が上がっておりますが、私から指名することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩下栄一年長委員 御異議なしと認めます。委員長に山口委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩下栄一年長委員 御異議なしと認めます。よって、山口委員が委員長に決定いたしました。

これで私の職務は終わりましたので、委員長と交代いたします。

(年長委員退席、委員長着席)

○山口裕委員長 皆様に御推挙いただきまして、厚生常任委員会の委員長を務めることになりました。委員の皆さんの闊達な御意見を

いただきながら、よりよい委員会運営に努めてまいりますので、この1年間よろしく願います。

それでは、引き続き、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 御異議なしと認めます。よって、副委員長の互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名をいただきますでしょうか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 委員長にという声がありますので、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 御異議なしと認めます。

それでは、副委員長に中村委員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 御異議なしと認めます。よって、中村委員が副委員長に決定いたしました。

それでは、よろしく願います。

（副委員長着席）

○山口裕委員長 それでは、中村副委員長から就任の挨拶をお願いいたします。

○中村亮彦副委員長 ただいま御推挙いただきまして、副委員長に選出されました中村でございます。山口委員長の補佐役として、委員会の円滑な運営に努めてまいります。委員

各位におかれましては、御協力、そして御理解を賜りますよう心からお願い申し上げます。

○山口裕委員長 最後に、私の方から1つ御提案がございます。

閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣というのは、本来、会議規則第81条により、委員会として、これを議長に申し出ることとなっております。

しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合もございます。

そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣の目的、日時、場所等につきましては、委員長一任ということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしということですので、そのように取り計らいます。

それでは、本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

午後1時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長